
令和 8 年度第 2 回 一般競争入札による市有地売払いのご案内



ひたちなか市

ひたちなか市 総務部 資産経営課

029-273-2447

目次

1. 一般競争入札による売払い手続きの流れ（概要）	P 1
2. 入札参加資格，用途の制限	P 2
3. 売払い手続きの詳細	P 3 ～ 6
4. 物件調書	P 7 ～ 1 5

入札に参加される方へ

ひたちなか市では、未利用の市有地を一般競争入札により売払いいたします。

一般競争入札による市有地の売払いは、入札参加者が価格を競い合い、ひたちなか市があらかじめ定めた最低売却価格以上で最も高い価格をつけた方が市有地を購入することができます。

なお、この売払いの申込書及び入札書は郵送（一般書留・簡易書留）にて提出となります。（持参も可）
売払いを行う物件は、7 ページ以降の物件調書のとおりです。

1. 一般競争入札による市有地売払い手続きの流れ（概要）

1. 入札参加申し込み

一般競争入札参加申込書等必要書類を直接持参又は郵送（一般書留・簡易書留）で提出してください。

受付期間 令和 8 年 9 月 25 日(金)から令和 8 年 10 月 30 日(金)まで（土，日，祝日は除く）

受付時間 午前 9 時から正午まで，午後 1 時から午後 5 時まで

受付場所 ひたちなか市役所本庁舎 3 階 資産経営課

2. 入札参加資格審査

入札参加資格の審査を行い，順次，結果を郵送にて通知します。

3. 入札保証金の納付・入札書の提出

入札保証金を納付期限までに納付し，入札書を令和 8 年 11 月 30 日（月）までに直接持参又は郵送（一般書留・簡易書留）にて提出してください。

4. 開札及び契約保証金の納付

開札日時 令和 8 年 12 月 4 日(金) 午後 2 時から

開札場所 ひたちなか市役所本庁舎 2 階 第 3 会議室

開札は参観できますが，入札者および代理人（法人で代表権がない方）のみに限ります。

落札者は，土地売買契約時までに契約保証金を納付します。

※契約保証金は契約金額の 10%（入札保証金は，契約保証金の一部として充当）

5. 売買契約

落札者は，普通財産売払決定通知書を受領後，5 日以内に土地売買契約を締結します。

6. 売買代金の支払い

落札者は，土地売買契約締結後 60 日以内に，契約保証金を除いた売買代金を一括納付します。

7. 所有権移転登記

売買代金の納付を確認次第，市が所有権移転登記申請を行います。

登記完了後，登記識別情報通知及び登記完了証をお渡しします。

2. 入札参加資格、用途の制限

この一般競争入札による市有地売払いの手続きについては、本案内書および「入札及び契約にかかる留意点」に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、ひたちなか市財務規則（平成 6 年規則第 41 号）その他関係法令等の定めるところにより行います。

1. 入札参加資格

入札は個人、法人を問わずどなたでも参加できますが、次のいずれかの事項に該当する方は入札に参加できません。

- （１）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 に規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員
- （２）成年被後見人、被保佐人又は被補助人
- （３）破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
- （４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに規定する団体その他反社会的団体及びそれらの構成員並びに同法第 32 条第 1 項に規定する方
- （５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てをしている方又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てをしている方
- （６）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体又は該当団体の役員若しくは構成員
- （７）本市から入札参加資格（指名）停止措置を受けている方
- （８）納付すべき税を滞納している方

2. 用途の制限

入札物件は、次のいずれかに該当する用途には使用できません。

- （１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 6 項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用に供してはならない。
- （２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに規定するものその他反社会的団体及びそれらの構成員並びに同条第 6 号に規定する暴力団員の活動のために使用してはならない。
- （３）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物を処理するために使用してはならない。
- （４）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による処分が行われた団体の活動のために使用してはならない。
- （５）前各号に掲げるもののほか、売払財産の用途として適当でないと市長が認めるもの。

3. 売払い手続きの詳細

1. 入札参加申し込み

入札への参加を希望する場合は事前に申し込みが必要となります。入札の参加にあたっては、現地を確認し、本案内書及び別添「入札及び契約にかかる留意点」を十分に確認した上で申し込みをしてください。

(1) 受付期間

令和8年9月25日(金)から令和8年10月30日(金)まで(土、日、祝日を除く)

(2) 受付方法

一般競争入札参加申込書等の必要書類を下記の受付場所に直接持参するか、下記の宛先まで郵送(一般書留・簡易書留)で送付してください。

【受付場所】 ひたちなか市役所本庁舎3階 資産経営課

受付時間：午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで(土、日、祝日を除く)

【宛 先】 〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号

ひたちなか市 総務部 資産経営課 財産活用係 宛

※郵送による申し込みの場合は令和8年10月30日(金)必着

(3) 入札参加申込必要書類

個人の場合

- ① 普通財産売払一般競争入札参加申込書
- ② 誓約書
- ③ 印鑑登録証明書
- ④ 住民票
- ⑤ 納税証明書
- ⑥ 身分証明書
- ⑦ 委任状(代理人が開札に出席する場合に限る)
- ⑧ 入札保証金還付請求書

※③、④、⑤、⑥は発行後3ヶ月以内のもの

法人の場合

- ① 普通財産売払一般競争入札参加申込書
- ② 誓約書
- ③ 印鑑証明書
- ④ 履歴事項全部証明書
- ⑤ 納税証明書
- ⑥ 委任状(代理人が開札に出席する場合に限る)
- ⑦ 入札保証金還付請求書

※③、④、⑤は発行後3ヶ月以内のもの

※提出いただいた書類については、記入間違いや不備等がありますと、申し込みが無効となる場合がありますので、ご注意ください。

2. 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査を行い、審査結果の通知文書を順次発送します。令和8年11月13日(金)までに通知が到着しない場合は、資産経営課までご連絡ください。

申込者には、次の書類を郵送します。

- ① 入札参加承認書
- ② 入札書
- ③ 入札保証金納付書兼領収書

3. 入札保証金の納付

(1) 入札保証金の額及び納付方法

入札に際しては、入札する物件の最低売却価格の100分の5(円未満切上)に相当する入札保証金の納付が必要になります。入札参加承認書に同封の入札保証金納付書兼領収書により市指定の金融機関にて入札開始前の指定された納付期限までに納付してください。

※入札保証金を期限までに納付されない場合、入札には参加できません。

(2) 入札保証金の返還等

落札者以外の方の入札保証金は、入札保証金還付請求書に記載された口座に還付します。還付には開札終了後1ヶ月程度かかります。予めご了承ください。なお、保証金の還付には利息を付しません。

※落札者の入札保証金は、契約保証金の一部として扱い、還付しません。(最終的には売買代金に充当されます。) また、保証金には利息を付しません。

4. 入札書の提出

入札保証金の納付後、下記の入札書等の書類を令和8年11月30日(月)までに持参又は郵送(一般書留・簡易書留)にて提出してください。

【受付場所】 ひたちなか市役所本庁舎3階 資産経営課

受付時間：午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで(土、日、祝日を除く)

【宛 先】 〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号

ひたちなか市 総務部 資産経営課 財産活用係 宛

※郵送による入札書の提出は令和8年11月30日(月)必着

提出書類

① 入札書(内封筒に封入)

入札書の印は、普通財産売却一般競争入札参加申込書に押印したもの(印鑑登録したもの)をご使用ください。入札書は封筒に入れ、封印し、入札者の住所、氏名及び物件番号を封筒に表記してください。

※封筒の記載例は別紙「入札及び契約にかかる留意点」の該当の項目を参照すること。

②入札保証金の領収書（コピー）

入札には事前に最低売却金額の 100 分の 5（円未満切上）に相当する入札保証金の納付が必要になります。入札書の郵送前に入札保証金を納付し、その領収書をコピーしたものを同封してください。

5. 開札

（1）開札の日時・場所

【開札日時】令和 8 年 12 月 4 日（金） 午後 2 時

【開札場所】ひたちなか市役所 2 階 第 3 会議室

開札は出席不要ですが、希望する場合は入札者及び代理人（法人で代表権がない方）のみ参観可能です。参観する際は、入札参加承認書を持参し、開札日の午後 1 時 30 分から午後 1 時 50 分までにひたちなか市役所本庁舎 3 階の資産経営課窓口で受付をしてください。

（2）落札者

開札の結果、最低売却価格以上かつ最高額で入札した方を、落札者と決定します。

なお、落札となるべき同額の入札者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。くじ引きは開札後すぐに行い、当該の入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定しますので予めご了承ください。

後日、落札者には、普通財産売却決定通知書、普通財産払下（交換）申請書及び契約保証金の納付書を交付します。

6. 契約保証金の納付

落札者は、売買契約の締結までに、契約金額の 100 分の 10（円未満切上）に相当する契約保証金の納付が必要になります。なお、事前に納付されている入札保証金は契約保証金の一部に充当します。契約保証金は、市指定の金融機関にて納付書兼領収書により納付してください。

※契約保証金は、売買代金の一部として扱い、還付しません。なお、保証金には利息を付しません。

7. 売買契約締結

落札者は、市から普通財産売却決定通知書を受理した日から 5 日以内に土地売買契約を締結します。また、普通財産売却決定通知書とあわせて市から交付された普通財産払下（交換）申請書を受理したのち、必要事項を記入のうえ、速やかに市へ申請してください。

なお、期限までに契約を締結しない場合、落札は無効となり、入札保証金は市に帰属することになりますのでご注意ください。契約保証金の納付確認後、売買契約を締結しますので、以下のものをご準備ください。

- ① 売買契約書に貼付する収入印紙
- ② 登録免許税相当額の収入印紙

- ③ 印鑑（一般競争入札参加申込書に押印したご本人の印鑑）
- ④ 住民票 1 通（共有で購入する場合は各自 1 通，法人が購入する場合は不要）
- ⑤ 契約保証金の領収書（納付書兼領収書）

8. 売買代金の支払い

売買代金は，売買契約締結後 60 日以内に一括でお支払いいただきます。なお，事前に納付された契約保証金は売買代金に充当しますので，契約保証金と売買代金の差額をお支払いいただくことになります。売買代金は，市が用意する納付書兼領収書により指定の金融機関にてお支払いください。

※期限までに支払われない場合は，契約は取消され，契約保証金は市に帰属することになります。

9. 所有権の移転登記

市が売買代金の支払いを確認できたときに所有権の移転があったものとし，物件を引き渡したものとします。なお，物件の引渡しは，現況有姿となります。所有権の移転登記は市が売買代金の支払い確認後に入札参加申込書に記載された名義で行います。登記手続き完了後，登記情報識別通知と登記完了証をお渡しします。

物件調書

物件番号	1	予定価格	27,900,000円
------	---	------	-------------

土地に関する情報	所在及び地番		ひたちなか市大字足崎字西原1457番9			
	敷地面積		公簿	1,088.00㎡		
	地目		公簿	雑種地		
	接面道路の幅員及び構造			西側 市道 1級2号線 幅員18m 舗装 南側 市道 足崎・長砂地区272号線 幅員 6m 舗装		
	法令等に基づく制限	都市計画区域		市街化区域	用途地域	第一種低層住居専用地域
		建ぺい率		40%	容積率	80%
その他						
特記事項		・現況更地 ・敷地内電柱有 ・一部擁壁有 ・西側接面市道は、現況の道路端から約3.5mの範囲が都市計画道路（東中根高場線）の計画区域に含まれています。（実施時期未定）				
その他情報	施設整備状況	供給処理施設の状況（※）		事業所等		電話番号
		上水道	可	ひたちなか市上下水道局料金サービス課	029-219-7122	
		下水道	不可	ひたちなか市上下水道局料金サービス課	029-273-1498	
	交通機関	鉄 道	JR常磐線 佐和駅 直線距離約3.1km			
	周辺の公共施設	市役所	ひたちなか市役所			
		小学校	前渡小学校			
中学校		勝田第三中学校				
参考事項	○雨水排水処理は、都市建設部河川課及び道路管理課との協議が必要になります。 ○建築物や敷地形状変更等の立地計画については、都市建設部建築指導課に必ずご相談ください。					
＜その他特記事項＞ ○本物件は、現状有姿による売払いです。 ○所有権移転登記は、市が囑託します。 ○契約に要する印紙税、登記に要する登録免許税は、買受人の負担となります。 ○購入後に不動産取得税、固定資産税の課税があります。 ○契約締結後において、土地に数量の不足その他、契約の内容に適合しないものを発見しても、損額賠償の請求又は契約の解除はできません。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、引渡しの日から2年間は、責任の範囲の売買代金額を限度として、追完請求等の協議に応じるものとします。						

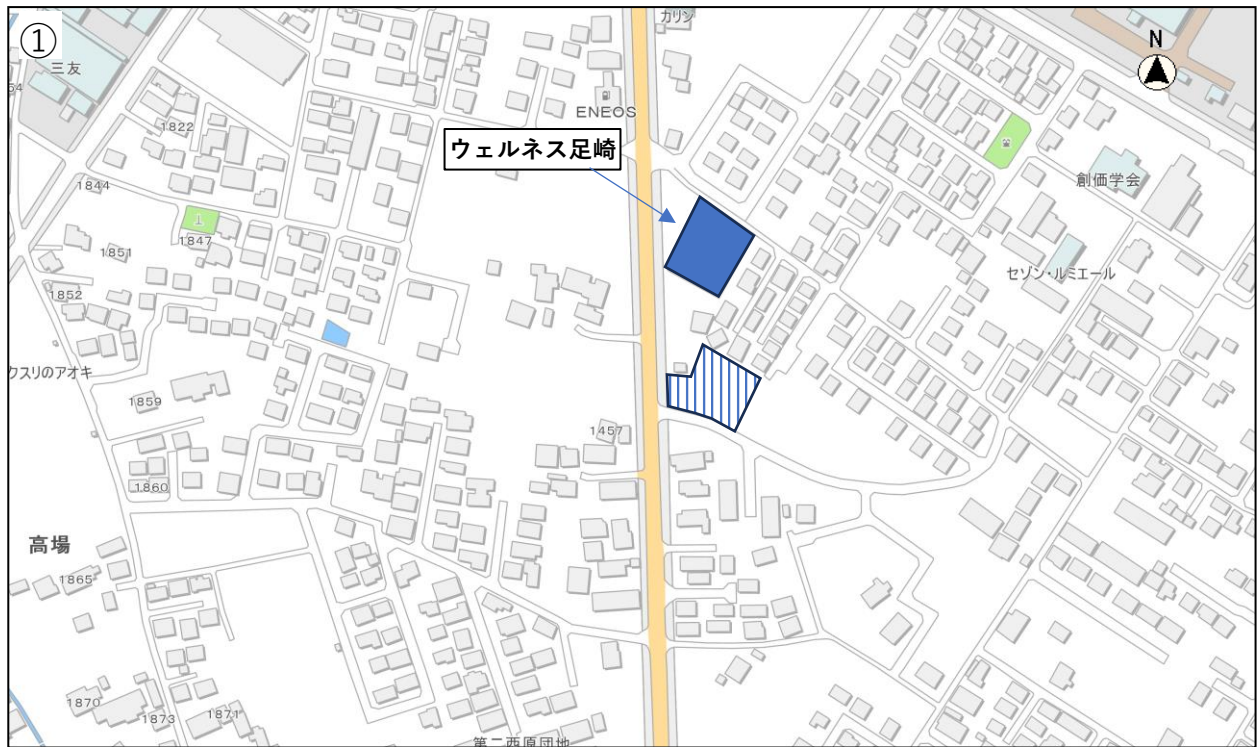
- ※「有」物件の敷地内に供給処理のための引込み管がある
- ※「可」物件の敷地内に供給処理のための引込み管はないが、前面道路に供給処理管等があるため、引込みが可能なこと
- ※「不可」物件の前面道路等に供給処理管等がなく、引込みが不可能なこと
- ※引込みの可否、引込み工事、費用等に関する詳細は、直接、各機関に問い合わせてください。

物件調書

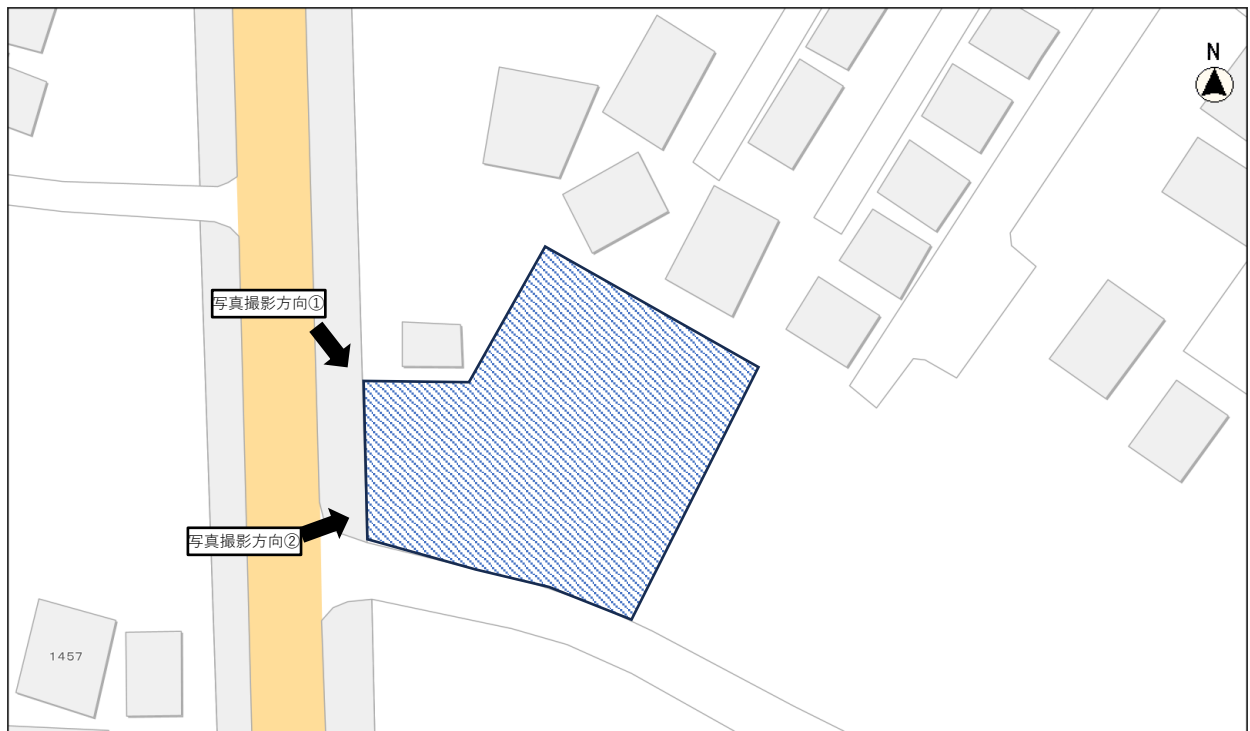
物件番号

1

<案内図>



<区域図>



物件調書

物件番号	1
------	---

< 物件写真 >



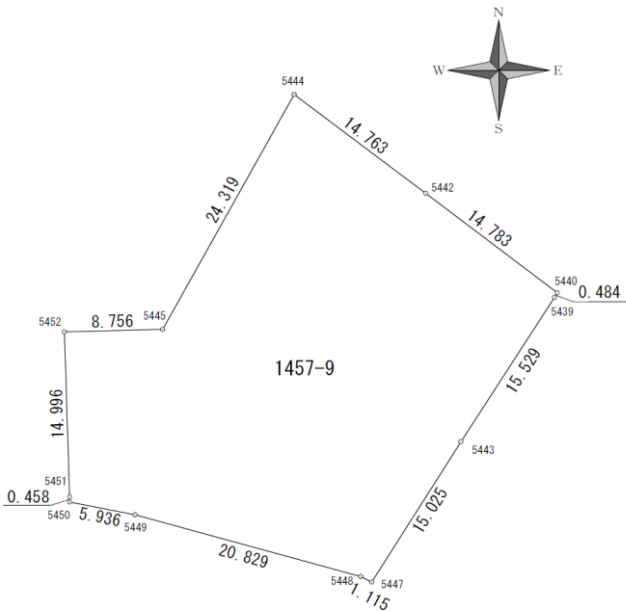
①



②

< 地積測量図 >

※道路幅員，辺長の単位はm（メートル）



地 番	1457-9		
測点名	X 座 標	Y 座 標	辺 長
5450	45811.845	64559.898	5.936
5451	45812.303	64559.888	0.458
5452	45827.292	64559.417	14.996
5445	45827.519	64568.170	8.756
5444	45848.841	64579.865	24.319
5442	45839.868	64591.588	14.763
5440	45830.842	64603.295	14.783
5439	45830.428	64603.044	0.484
5443	45817.319	64594.719	15.529
5447	45804.568	64586.771	15.025
5448	45805.082	64585.781	1.115
5449	45810.683	64565.719	20.829
倍面積	2177.840896		
面 積	1088.9204480		
地 積	1088.92m ²		

物件調書

物件番号	2	予定価格	6,240,000円
------	---	------	------------

土地に関する情報	所在及び地番		ひたちなか市大字足崎字西原1457番12				
	敷地面積		公簿	303.00㎡	実測	368㎡	
	地目		公簿	雑種地			
	接面道路の幅員及び構造			南側 市道 足崎・長砂地区272号線 幅員 6m 舗装			
	法令等に基づく制限	都市計画区域		市街化区域		用途地域	第一種低層住居専用地域
		建ぺい率		40%		容積率	80%
		その他					
特記事項		・ 現況更地 ・ 過去に農地として利用されていたことがある					
その他情報	施設整備状況	供給処理施設の状況（※）			事業所等		電話番号
		上水道		可	ひたちなか市上下水道局料金サービス課	029-219-7122	
		下水道		不可	ひたちなか市上下水道局料金サービス課	029-273-1498	
	交通機関		鉄 道		JR常磐線 佐和駅 直線距離約3.1km		
	周辺の公共施設	市役所		ひたちなか市役所			
		小学校		前渡小学校			
		中学校		勝田第三中学校			
参考事項	○雨水排水処理は、都市建設部河川課及び道路管理課との協議が必要になります。 ○建築物や敷地形状変更等の立地計画については、都市建設部建築指導課に必ずご相談ください。						
＜その他特記事項＞ ○本物件は、現状有姿による売払いです。 ○所有権移転登記は、市が囑託します。 ○契約に要する印紙税、登記に要する登録免許税は、買受人の負担となります。 ○購入後に不動産取得税、固定資産税の課税があります。 ○契約締結後において、土地に数量の不足その他、契約の内容に適合しないものを発見しても、損額賠償の請求又は契約の解除はできません。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、引渡しの日から2年間は、責任の範囲の売買代金額を限度として、追完請求等の協議に応じるものとします。							

- ※「有」物件の敷地内に供給処理のための引込み管がある
- ※「可」物件の敷地内に供給処理のための引込み管はないが、前面道路に供給処理管等があるため、引込みが可能なこと
- ※「不可」物件の前面道路等に供給処理管等がなく、引込みが不可能なこと
- ※引込みの可否、引込み工事、費用等に関する詳細は、直接、各機関に問い合わせてください。

物件調書

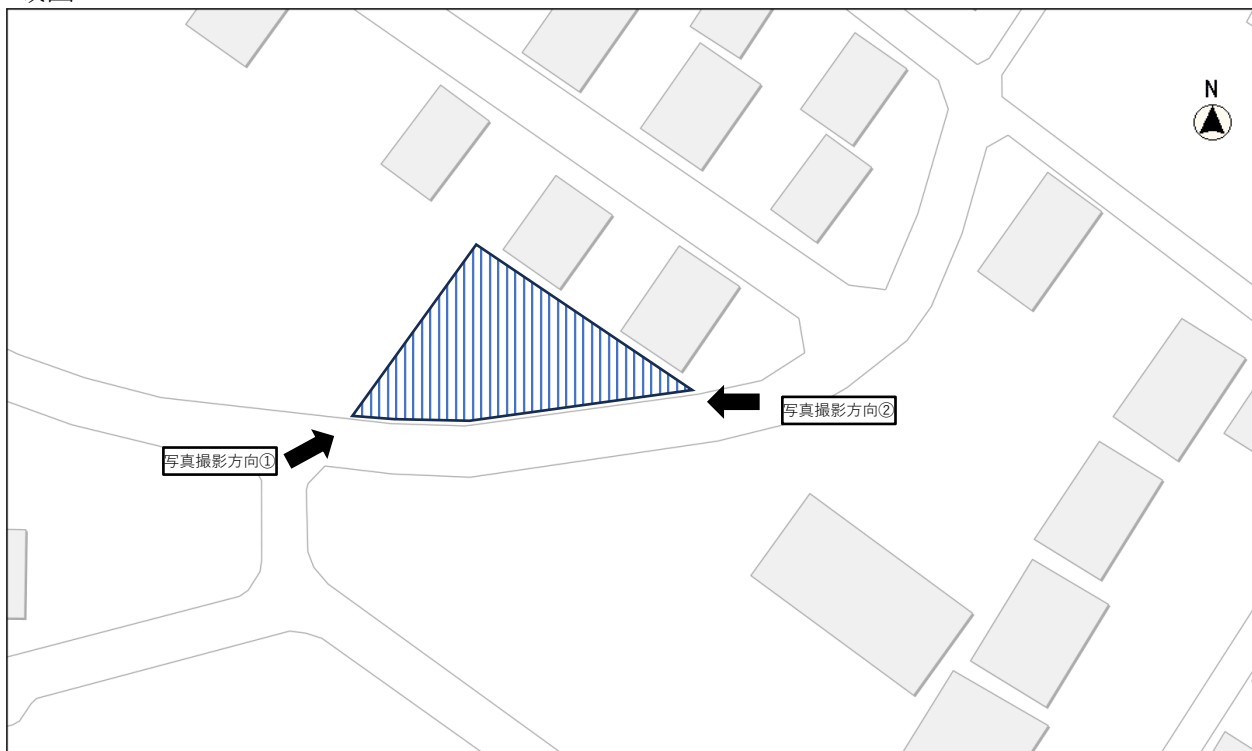
物件番号

2

<案内図>



<区域図>



物件調書

物件番号

2

< 物件写真 >



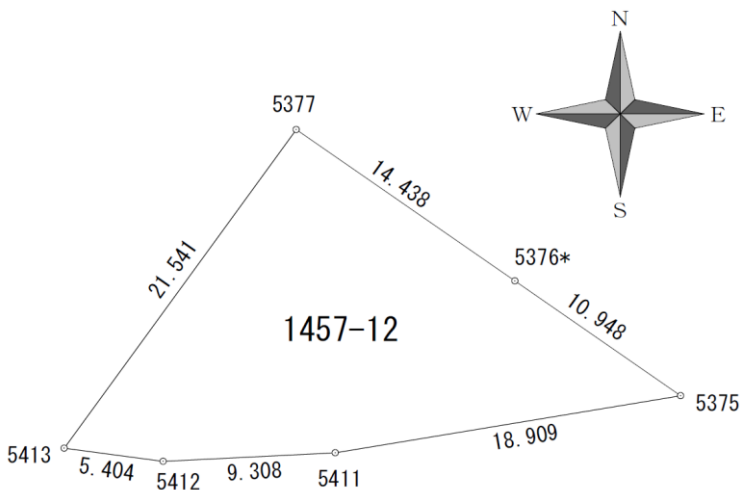
①



②

< 地積測量図 >

※道路幅員，辺長の単位はm（メートル）



地 番	1457-12		
測点名	X座標	Y座標	辺長
5411	45769.295	64693.918	18.909
5412	45768.817	64684.622	9.308
5413	45769.541	64679.267	5.404
5377	45787.052	64691.812	21.541
5376*	45778.736	64703.615	14.438
5375	45772.431	64712.565	10.948
倍面積	606.638635		
面 積	303.3193175		
地 積	303.31m ²		

物件調書

物件番号	3	予定価格	8,500,000円
------	---	------	------------

土地に関する情報	所在及び地番		ひたちなか市大字足崎字西原1458番81			
	敷地面積		公簿	403.00㎡		
	地目		公簿	雑種地		
	接面道路の幅員及び構造			南側 市道 足崎・長砂地区243号線 幅員4.2m 舗装		
	法令等に基づく制限	都市計画区域		市街化区域	用途地域	第一種低層住居専用地域
		建ぺい率		40%	容積率	80%
その他						
特記事項		・ 現況更地				
その他情報	施設整備状況	供給処理施設の状況 (※)		事業所等		電話番号
		上水道	可	ひたちなか市上下水道局料金サービス課		029-219-7122
		下水道	不可	ひたちなか市上下水道局料金サービス課		029-273-1498
	交通機関	鉄 道	JR常磐線 勝田駅 直線距離約3.4km			
	周辺の公共施設	市役所	ひたちなか市役所			
		小学校	前渡小学校			
		中学校	勝田第三中学校			
参考事項	○雨水排水処理は、都市建設部河川課及び道路管理課との協議が必要になります。 ○建築物や敷地形状変更等の立地計画については、都市建設部建築指導課に必ずご相談ください。					
＜その他特記事項＞ ○本物件は、現状有姿による売払いです。 ○所有権移転登記は、市が囑託します。 ○契約に要する印紙税、登記に要する登録免許税は、買受人の負担となります。 ○購入後に不動産取得税、固定資産税の課税があります。 ○契約締結後において、土地に数量の不足その他、契約の内容に適合しないものを発見しても、損額賠償の請求又は契約の解除はできません。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、引渡しの日から2年間は、責任の範囲の売買代金額を限度として、追完請求等の協議に応じるものとします。						

※「有」物件の敷地内に供給処理のための引込み管がある

※「可」物件の敷地内に供給処理のための引込み管はないが、前面道路に供給処理管等があるため、引込みが可能なこと

※「不可」物件の前面道路等に供給処理管等がなく、引込みが不可能なこと

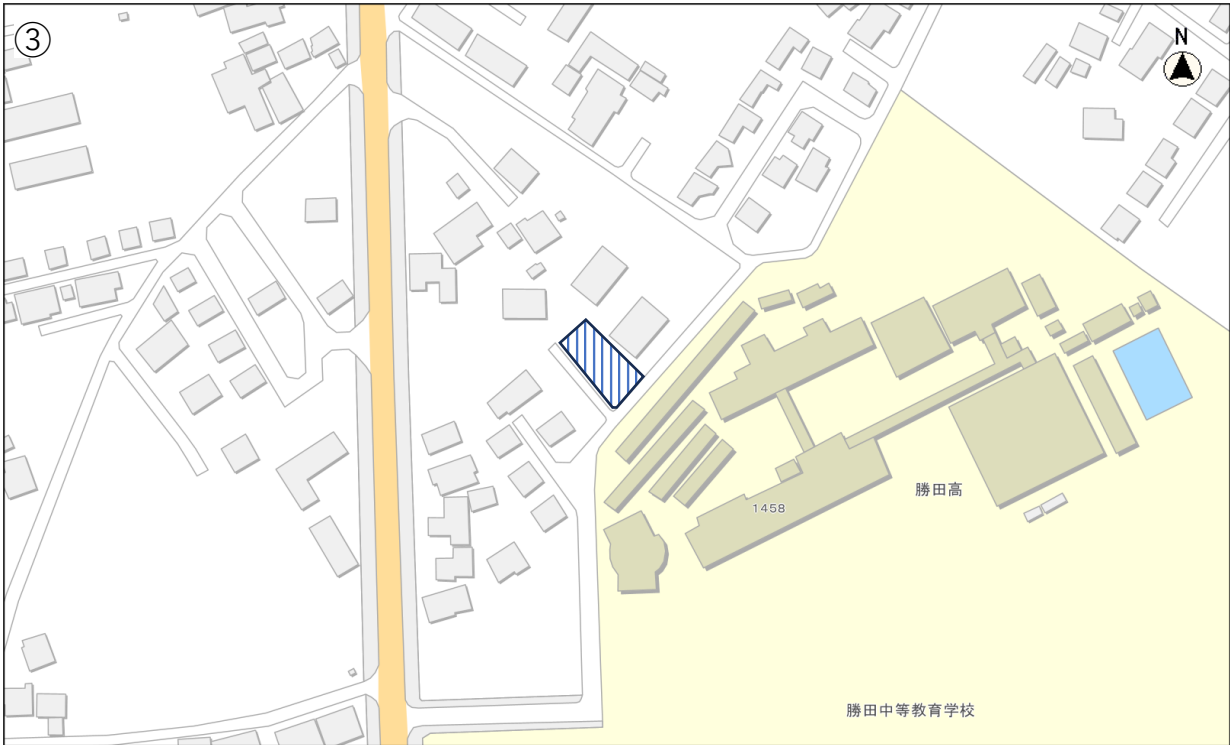
※引込みの可否、引込み工事、費用等に関する詳細は、直接、各機関に問い合わせてください。

物件調書

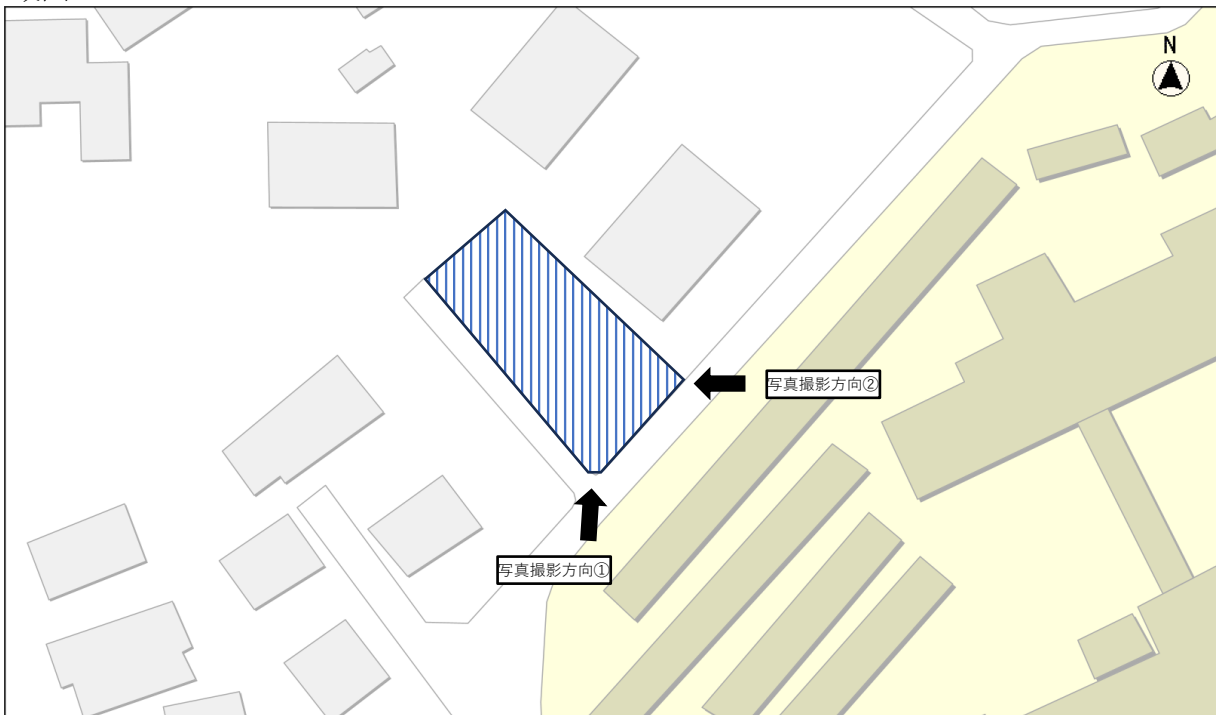
物件番号

3

<案内図>



<区域図>



物件番号	3
------	---

< 物件写真 >



①

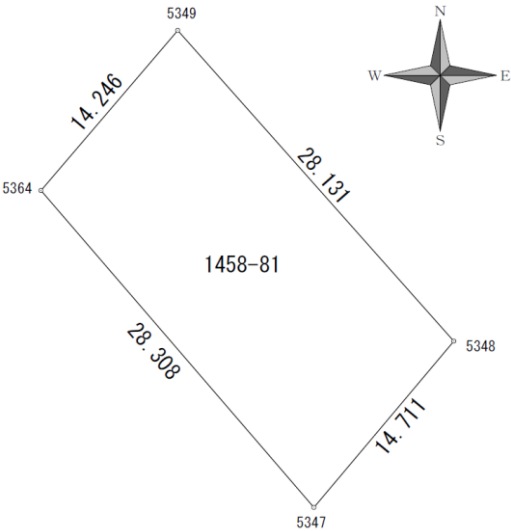


②

物件番号	3
------	---

< 地積測量図 >

※辺長の単位はm（メートル）



地 番	1458-81		
測点名	X 座標	Y 座標	辺長
5364	45322.078	64625.094	14.246
5347	45300.572	64643.502	28.308
5348	45311.853	64652.944	14.711
5349	45332.934	64634.318	28.131
倍面積	807.375300		
面 積	403.6876500		
地 積	403.68m ²		